

国 港 経 第 6 7 号
令和6年11月29日

経済産業省 商務・サービス審議官 殿

国土交通省港湾局長
(公 印 省 略)

年末年始に港湾荷役が実施されないことに伴う対応について（協力依頼）

年末年始の港湾荷役につきましては、毎年、港湾ユーザーからの荷役実施の要望を受け、港湾運送の使用者団体である一般社団法人日本港運協会、港湾運送の労働組合である全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟の間で協議を行い荷役の実施等を決めています。

本年度におきましても、労使協議が進められてきたところですが、労使間の主張の隔たりが埋まらず、協議が整わなかった結果、年末年始（12/31～1/4）の港湾荷役が実施されないこととなりました。

年末年始の港湾荷役は、これまで20年以上にわたり継続されてきたところであり、今回の事態が物流に影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、貴省におかれましては、荷主関係団体に対し、物流の混乱を防止し、国民生活に対する影響が極力小さくなるよう配慮していただきたい旨を周知下さいますようお願い申し上げます。